



「新ごみ処理施設整備実施計画」(案) にご意見をお寄せください

問 ふじみ衛生組合 ☎ 042-490-5374

ふじみ衛生組合(組織市は三鷹市・調布市)では、平成25年度稼働を目指し、新ごみ処理施設の整備を計画しています。

これは、三鷹市のごみ処理施設である三鷹市環境センターの老朽化が進んでいること、調布市のごみを処理する二枚橋衛生組合の焼却施設が昨年3月をもって稼働停止したことで、新しいごみ処理施設の整備が急がれていることによります。

三鷹市と調布市は、以前からふじみ衛生組合を設置し、不燃ごみの処理や資源ごみのリサイクルを共同で行ってきました。そのため、新ごみ処理施設についても、ふじみ衛生組合が主体となって整備を進めており、新ごみ処理施設整備基本計画を平成18年3月に市民参加のもとで策定しました。このたび、この基本計画を踏まえ、具体的な整備内容について「新ごみ処理施設整備実施計画」を策定します。

計画(案)の概要は次のとおりです。みなさんのご意見をお寄せください。

◆基本方針

新ごみ処理施設を整備するにあたり、次の基本方針を定めます。

- ① 環境と安全に徹底的に配慮した施設とする
- ② 循環型社会形成のシンボルとなる施設とする

③ 市民とともにつくる施設とする

④ 市民に愛される施設とする

◆留意点

- ① 安全した稼働ができる施設とする
- ② 経済性に優れた施設とする

◆施設概要

- ◆建設地 調布市深大寺東町7-50-30ほか
- ◆施設配置 建設地の西側住居への日影や景観に配慮し、敷地中央部に施設を建設します。
- ◆処理対象物 可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、不燃ごみ等の選別後に発生する可燃分及び残さ
- ◆処理能力 288t/日144t/日×2炉

◆ごみピット容量 日平均処理量の10日以上

◆ごみ搬出入口 搬出入口は東八道路を中心としますが、敷地の東西からの搬出人も検討していきます。

◆余熱利用 熱エネルギーは、施設の給湯、冷暖房、発電などに利用します。また、公共施設への供給も検討します。

◆稼働 平成25年度(予定)

◆環境保全計画

新ごみ処理施設を建設するにあたり、市民の健康維持が最も重要であると認識し、万全の環境保全対策を講じます。

◆排ガス対策

① 排出濃度は全国トップクラスの厳しい自主規制値を設定します。

② 850℃以上の高温で完全燃焼し、ダイオキシン類の発生を抑制します。

③ ダイオキシン類の再合成防止のため、排ガスを150℃/200℃まで急速に下げます。

④ 処理した排ガスや水蒸気は拡散効果を勘案し、約100mの煙突から安全に排出します。

◆排水対策

① 排水の放流は、下水道法施行令および調布市下水道条例に定める放流量率以下とします。

② 河川などへの直接放流はしません。

③ プラント系排水は極力施設内で再利用します。

◆騒音・振動・悪臭対策

① 騒音対策として、低騒音型の機器を積極的に導入し、遮音・吸音効果の高い建築材料の使用や機器配置の工夫を行い、施設の防音効果を高めます。

② 振動対策として、機器の設置にあたり独立した基礎を設けるなど、振動の広まりを防止します。

③ 悪臭対策として、プラットホームやごみピットの扉を搬入時以外は閉めるとともに、プラットホーム出入口にエアカーテンを設

置します。なお、全炉停止時は脱臭装置を使用します。

◆焼却残さ対策

焼却残さ(焼却灰・飛灰)はエコセメントとして資源化します。

◆周辺環境対策

① 緑を活かし(緑地率30%以上)、周辺と調和した形態とし、圧迫感を軽減するなど景観に配慮したデザインとします。

② 省資源・省エネルギーに配慮し、リサイクル製品を使用するなど、環境に優しい施設づくりを目指します。

◆その他

整備実施にあたり、情報公開、市民意見聴取の場の設定、地元協議の実施などに取り組みます。

「ご意見・ご要望」をお寄せください

3月19日(水)までに、住所・氏名・電話番号(団体の場合は、所在地・団体名・代表者の氏名・電話番号)を記入し、「〒182-0012 調布市深大寺東町7-50-30 ふじみ衛生組合新施設建設準備室」・☎042-482-5491・✉tjini@fujimiseikunai.jpへ提出してください。

※計画(案)の全文は、ふじみ衛生組合<http://fujimiseikunai.jp>からご覧になれるほか、ごみ対策課(市役所5階)、相談・情報センター(市役所2階)、市民協働センター、市政窓口、ふじみ衛生組合で配布しています。

実施計画(案)に関する説明会を開催します

日 時	場 所
3月12日(水) 午後7時～9時	調布市たづくり 8階映像シアター
3月14日(金) 午後7時～9時	三鷹駅前コミュニティセンター 地下1階大会議室
3月15日(土) 午前10時～正午	調布市立北ノ台 小学校体育館
3月15日(土) 午後3時～5時	三鷹市教育センター 3階大研修室



市税の納付忘れに 電話での呼びかけを行います

～三鷹市納税推進センターを開設～ 問 納税課 ☎ 内線2413

市税滞納の長期化や多額化の防止のため、「三鷹市納税推進センター」を市役所内に開設します(株)ベルシステム24への委託事業)。納期が過ぎても納付の確認がとれない方に、同センターから電話で税目、期別、税額などを専用の電話回線を使ってお伝えして、納付の呼びかけを行います。

対象となる市税は、市民税・都民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税です。
開設期間 3月5日(水)～5月24日(土)の毎週水～土曜日(一部祝日などを除く)
開設時間 水・土曜日＝午前9時～午後5時、木・金曜日＝午後1時～7時30分
※金融機関名や口座番号を指定して振り込みを指示するような案内は行いません。不審な点がある場合は納税課へご連絡ください。

後期高齢者医療制度についての 疑問にお答えします



4月からスタートする後期高齢者医療制度を運営する広域連合では、制度についての疑問にお答えする「東京都後期高齢者医療広域連合お問合せセンター」を設置します。
お気軽にお問い合わせください。

☎ 3月10日(月)～平成21年3月31日の午前9時～午後5時(土・日曜日、祝日を除く)
☎ ☎ 0570-086-519・☎ 0570-086-075・✉ call@tokyo-kouikicenter.jp



「三鷹市特別商業活性化地区内における建築制限に関する条例の一部を改正する条例」(案)を策定しました

問 都市計画課 ☎ 内線2811

1月19日～2月12日に実施した「三鷹市特別商業活性化地区内における建築制限に関する条例の一部を改正する条例」(素案)についてのパブリックコメントでは、1人の方から1件のご意見をいただきました。市ではご意見を検討した結果、素案の内容は変更せずに一部文言修正を行い条例案を確定しました。

いただいたご意見とそれに対する市の考え方(⇒以下)は次のとおりです。

◆この制度によって近隣商業地域の活性化や住宅の建て詰まりが防止されるか疑問である。

⇒この制度は、近隣商業地域において商業の活性化やゆとりある住環境を推進するため、店舗・事務所などを設置しない場合には、指定容積率に一定の制限がかかるものです。

また、店舗・事務所などを設置しないで住居専用住宅にする場合は、最低敷地面積を90㎡として定めるもので、建て詰まりに効果があると期待するものです。

◆確定した「三鷹市特別商業活性化地区内における建築制限に関する条例の一部を改正する条例」(案)の全文、いただいたご意見とそれに対する市の考え方などは、市のホームページ「パブリックコメント」からご覧になれるほか、都市計画課(市役所5階)、相談・情報センター(市役所2階)、市政窓口で配布しています。